

女性活躍推進法に基づく認定企業

香川県内第10号(令和元年7月19日認定決定)

四国労働金庫 (高松市)



女性活躍推進法に基づく行動計画を策定した旨の届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。

認定を受けると、認定マーク(愛称:えるぼし)を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

◆認定の実績◆

- ◆労働者数 493人(うち女性250人) ◆業種 金融業
- ・男女別の採用における競争倍率が同程度(男性7.90倍、女性8.92倍)です。
- ・10事業年度前に採用した労働者の継続雇用割合が男性労働者で0.87、女性労働者で0.77です。
- ・労働者1人あたりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間が45時間未満です。
- ・管理職に占める女性の割合が23.3%(産業平均値11.5%)です。
- ・アソシエイト職員(非正規社員)から正規職員へ転換した女性が9人、通常の労働者として再雇用(定年後の再雇用を除く)された女性が1人、おおむね30歳以上で中途採用された女性が1人います。

◆認定企業からひとこと◆

[認定取得を目指したきっかけ]

2017年4月より新人事制度を導入し、女性の経営職・管理職への登用の拡大や、家族の介護・育児等におけるダイバーシティへの対応を可能とするキャリアコース制度の運用を開始する中、えるぼし認定取得をめざす事で、女性活躍推進へのさらなる取組強化及び職員の意識の醸成を図る事ができればと思いました。

[女性活躍に向けた取組状況]

産休・育休からの復職者対象の研修や女性職員のキャリア意識醸成および管理職養成を目的とした研修会の開催、また、女性活躍に向けた取組を強化する為のチームの発足を検討しています。

[今後の見通しや目標]

女性が働き続ける事ができる、活躍し続ける事ができる職場づくりの為、育児・介護に加え今年度下期より治療と職業支援の取組も強化していく予定です。

女性リーダー養成講座



一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階

香川労働局 ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>